

熊谷市一般廃棄物収集運搬業許可証

熊 廃 許 可 310 号
令和3年9月29日

住所又は主たる
事務所の所在地 羽生市上新郷1838-25

氏名又は名称 (株)埼玉錫商
及び代表者氏名 錫崎 勝一

熊谷市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第19条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

熊谷市長 富 岡



記

取扱う一般廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ）
業 の 区 分	収集 ・ 運搬
許 可 の 有 効 期 間	令和3年10月1日から 令和5年9月30日
事 業 所 の 所 在 地	羽生市上新郷1838-25
許 可 区 域	熊谷市域
許 可 条 件	熊谷市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び 関係法令を遵守すること。

注意事項

- 1 可燃ごみは、大里広域市町村圏組合立「熊谷衛生センター」に搬入すること。

熊谷衛生センター…………熊谷市西別府 5 8 3 - 1

TEL 0 4 8 - 5 3 2 - 2 0 2 1

- 2 不燃ごみは、「熊谷市一般廃棄物最終処分場（不燃物分別受入施設）」に搬入すること。

※令和 4 年 4 月 1 日以降は家庭から排出されたものに限りです。

拾六間最終処分場…………熊谷市拾六間 7 6 - 1

TEL 0 4 8 - 5 3 3 - 4 0 4 6

- 3 市外のごみは、搬入しないこと。また、市内のごみは市外へ搬出しないこと。【自区内処理の原則】再資源化に伴い市外へ搬出する際は、熊谷市と協議すること。

- 4 搬入するごみは、よく分別し、再資源化等ごみの減量化を図ること。

- 5 ごみ袋については、可燃ごみは透明・半透明袋、不燃ごみは透明袋を使用し、黒い袋等では搬入しないこと。

- 6 熊谷衛生センターには、不燃物、廃プラ類（プラスチック、ビニール、発泡スチロール、ペットボトル等）、感染症を有する紙おむつ、介護施設から出される廃棄物は搬入しないこと。

- 7 収集・運搬に使用する車両から、一般廃棄物が、飛散、流出並びに悪臭が漏れる恐れのないよう注意すること。

- 8 収集・運搬に係る記載事項を整えた帳簿を作成し、5 年間保管すること。

- 9 一般廃棄物の収集若しくは運搬または処分の事業範囲を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

様式第 1 8 号…………一般廃棄物処理業変更許可申請書 → 品目の追加や処理施設の能力の変更など。

- 1 0 許可申請事項に変更があった場合は、その日から 3 0 日以内に届出を行うこと。

様式第 2 0 号…………許可申請事項変更届 → 事務所移転、車両の入れ替え、従業員の増減等（ただし、車両については事前に届け出て車両指定番号を受けること。）

- 1 1 報告は前月分を翌月の 1 0 日までに提出すること。

様式第 2 6 号…………委託契約報告書 → 4 月提出分については、契約相手を全て記入すること。それ以外の月は、新規契約相手のみ記入すること。（新規契約がない場合は提出の必要なし。）

様式第 2 7 号…………一般廃棄物処理状況報告書 → 毎月の収集運搬量を記入し、提出すること。（搬入実績がなくても報告すること。）

- 1 2 収集車両の両側ドア部分に、必ず許可車両指定番号を表示すること。

- 1 3 契約相手には再利用・再資源化等ごみの排出抑制を促すとともに、分別収集に協力してもらうこと。

- 1 4 埼玉県生活環境保全条例による自動車対策（ディーゼル車の排出ガス規制）を遵守すること。